

# 山口県報

平成23年  
2月18日  
(金曜日)

## 目次

訓令	山口県本庁内防火管理規程の一部を改正する訓令(管財課)	一
告示	保安林予定森林(二件)(森林整備課)	二
	漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意(水産振興課)	三
	道路の区域の変更(道路整備課)	三
公告	開発行為に関する工事の完了(建築指導課)	四
	公安委告示	四
	技能検定員審査の実施	四

## 山口県訓令第一号

山口県本庁内防火管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年二月十八日

山口県本庁内防火管理規程の一部を改正する訓令

山口県知事 二井 関成

山口県本庁内防火管理規程(昭和五十年山口県訓令第九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山口県本庁内防火・防災管理規程

第一条中「防火管理」の下に「及び防災管理」を加える。

第一条の二第四号を次のように改める。

四 防火・防災管理者 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第八条第一項に規定する防火管理者であつて、同法第三十六条第一項において読み替えて準用する同

法第八条第一項に規定する防災管理者であるものをいう。

第二条の見出しを「(防火・防災対策委員会)」に改め、同条第一項中「防火管理」

の下に「及び防災管理」を加え、「防火対策委員会」を「防火・防災対策委員会」に改

める。

第三条第一号中「予防」の下に「、火災その他の災害による被害の軽減」を加え、同

条第三号中「共同防火管理」の下に「及び共同防災管理」を加え、同条第五号中「防火

管理」の下に「及び防災管理」を加える。

第四条第三項第一号中「防火管理者」を「防火・防災管理者」に改める。

第六条の見出しを「(防火・防災管理組織)」に改め、同条第一項中「防火管理を

を「防火管理及び防災管理を」に、「防火管理者」を「防火・防災管理者」に改める。

第七条の見出しを「(防火・防災管理者)」に改め、同条第一項中「防火管理者」を

「防火・防災管理者」に、「防火管理を」を「防火管理及び防災管理を」に改め、同条

第二項中「防火管理者」を「防火・防災管理者」に改める。

第八条中「防火管理」の下に「及び防災管理」を加える。

第九条第一項中「及び」の下に「防災管理並びに」を加える。

第十条第一項中「火災予防上」を「火災の予防及び火災その他の災害による被害の軽

減のため」に、「の設備」を「設備等」に改め、同条第二項中「防火管理者」を「防

火・防災管理者」に改める。

第十二条中「防火管理者」を「防火・防災管理者」に改める。

第十三条中「火災発生」を「火災、地震等の災害の発生」に、「防火管理者」を「防

火・防災管理者」に、「火災予防上」を「火災の予防及び火災その他の災害による被害

の軽減のために」に改める。

第十四条第一項中「防火管理上」を「防火管理及び防災管理上」に、「防火管理者

等」を「防火・防災管理者等」に改め、同条第二項中「火災」の下に「又は地震その他

の災害による被害」を加え、「防火管理者」を「防火・防災管理者」に、「初期消火」

を「初期消火等」に改める。

第十五条の見出しを「(防火及び防災に関する教育及び訓練)」に改め、同条第一項

中「防火管理者」を「防火・防災管理者」に、「防火」を「防火及び防災」に、

「消防訓練」を「訓練」に改め、同条第二項中「防火」の下に「及び防災」を加え、「消防訓練」を「防火及び防災に関する訓練」に改める。  
第十六条中「防火管理者」を「防火・防災管理者」に、「防火管理に」を「防火管理及び防災管理に」に改める。  
本則に次の一条を加える。

(山口県災害対策本部との関係)

第十七条 防火・防災管理者は、山口県災害対策本部条例(昭和三十七年山口県条例第四十号)第一条に規定する山口県災害対策本部(以下「本部」という。)が設置されたときは、本部と連絡を密にし、本部の指示に従つてその職務を遂行しなければならない。  
別表中「防火・防災管理組織」を「防火・防災・防災管理組織」、「防火・防災・防災管理員」を「防火・防災・防災管理員」に改める。

附則

この訓令は、平成二十三年二月十八日から施行する。



山口県告示第七十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があつた。

平成二十三年二月十八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 保安林予定森林の所在場所  
 山口市徳地三谷字五郎谷一〇二、一一〇三、一一〇五から一一〇九まで、二三八七、二三九二の一、字台一一〇第一、字桂ヶ浴一一一、一一一三、字堤ヶ浴一一四の一、字木美尻一一一五の一、一一一五の二
- 二 指定の目的  
 水源のかん養
- 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
  - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 山口市徳地三谷字五郎谷一〇二・一一〇六・一一〇八・一一〇九・二三九二

の二・字台一一〇第一・字木美尻一一一五の二(以上七筆について次の図に示す部分に限る。)

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部林業振興課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林予定森林の所在場所

- 1 防府市大字東佐波令字鳥越一七三の一、一七五、一七六、一七八、一七九、一八一の一、一八一の二、字参ノ鳥越二八四七、大字大崎字自由ヶ丘四丁目二七六の一六三二、大字台道字中迫田二六三九、二六四〇の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 防府市大字東佐波令字鳥越一七三の一・一八一の一・一八一の二・字参ノ鳥越二八四七(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)、大字台道字中迫田二六三九、二六四〇の一
  - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、防府市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び防府市産業振興部林務水産課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

平成二十三年二月十八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 保安林予定森林の所在場所  
 山口市下小鯖字横張九四一（次の図に示す部分に限る。）、九四三、字草尾九四四、九四五、九四九、九五二  
 防府市大字上右田字下迫一七三の六四（次の図に示す部分に限る。）、一七三の五五、一七三の五七・一七三の六四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、大字大崎字奥手斧研二八〇第一二七、二八〇の二二八
- 二 指定の目的  
 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
    - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 山口市下小鯖字横張九四一・九四三・字草尾九四四・九五二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）  
 防府市大字上右田字下迫一七三の六四、一七三の五五・一七三の六四・大字大崎字奥手斧研二八〇の二二八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
    - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。
    - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものであるとする。
    - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第八十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区

域及び区分について法第百八条第二項の規定による同意があったと認められた。

平成二十三年二月十八日

山口県知事 二井 関 成

区	域	区	分
江崎区域 大井浦区域 宇津区域 見島区域 大島区域 下関区域 秋穂区域 野島区域 徳山大津島区域 光区域 "			総トン数十トン未満の漁船により行う漁業のうち、主としてまき網を使用して営む漁業以外の漁業 法第百四条第二号に掲げる漁業 " 総トン数十トン未満の漁船を使用して営む漁業 総トン数十トン未満の漁船を使用して営む漁業、まき網を使用して営む漁業及び大型定置網漁業以外の漁業 総トン数十トン以上の漁船により、まき網を使用して営む漁業及び総トン数十トン以上の漁船により、主としてまき網を使用する漁業 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業のうち、主として底びき網を使用して営む漁業以外の漁業 総トン数十トン未満の漁船により、主として底びき網を使用して営む漁業 主として底びき網を使用して営む漁業 主として底びき網又は船びき網を使用して営む漁業以外の漁業

山口県告示第八十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。  
 その関係図面は、平成二十三年二月十八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月十八日

山口県知事 二井 関 成

道路の種類 県道

路線名 山口防府線  
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
山口市黄金町二六七の三地先から 同市 同町二六六地先まで	最狭 一一・八・二五	最狭 二〇・六・五		八・二	



(四二) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十三年二月十八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称  
山陽小野田市赤崎三丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
山陽小野田市大字東高泊六番地の一  
有限会社エステートいしべ



山口県公安委員会告示第六号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十三年二月十八日

山口県公安委員会

審査の種類	審査の日時及び場所	減 額
一 審査の種類 技能検定員審査(普通)		
二 審査の日時及び場所	(一) 日時 平成二十三年三月二十二日(火曜日)の午前九時から午後五時十五分まで (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター	
三 審査申請書の受付期間及び時間	平成二十三年二月二十一日(月曜日)から同月二十五日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで	
四 審査申請書の提出先	山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課	
五 提出書類	(一) 技能検定員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」といふ。)(別記様式第一号によること。) (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)	
六 運転免許証の提示	審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。	
七 審査手数料	二万五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。	
審 査 細 目	減 額	
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	三千九百五十円	
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千七百五十円	
三 教則の内容となっている事項	千九百円	

四 自動車教習所に関する法令についての知識	千九百円
五 技能検定の実施に関する知識	千九百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千円
<p>備考</p> <p>普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減するものとする。</p>	

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

平成二十三年二月十八日  
発行

発行人

山口県知事